

産業廃棄物処理施設 設置変更 許可証

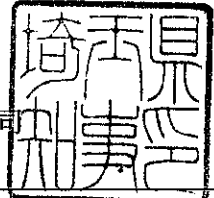
平成20年 6月10日

住 所 東京都武蔵村山市伊奈平五丁目43番地の6

氏 名 株式会社 大空リサイクルセンター
代表取締役 渡部 三郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第15条の2の5第1項~~ ^{第15条第1項} の規定により、設置変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日	平成20年 6月10日	許可番号	第2-61
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	破砕施設(施行令第7条第7号該当) 種類: 廃プラスチック類 以上1種類		
設置場所	埼玉県所沢市大字松郷339番1、339番6の一部、340番5、343番1、343番2、 埼玉県所沢市大字牛沼字西保戸窪488番3、 埼玉県所沢市大字牛沼字東保戸窪715番1、715番2 以上8筆 (面積9,679.23㎡)に限る。		
処理能力	7.20t/日(8時間稼働)		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があつた場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		